# 第7章 主要関連法規

# 1. 投資奨励法

投資奨励法は 1977 年に制定され、以降、1991 年、2001 年、2017 年に改正されている。この法律はタイの産業振興を目的とするもので、恩典の付与により新規事業のための企業設立を奨励している(詳細は第 9 章参照)。恩典には税制上の恩典のほか、新規事業立ち上げの際の土地所有、外国人就労許可等の恩典も含まれる。外資系企業による新規事業の立ち上げに限らず、国内企業の新規事業にも平等に適用される。ただし、奨励対象企業は法人に限定されている。奨励を受けるためには、奨励対象事業について、投資委員会(BOI)の審査や認可を受けるための奨励申請を行う必要がある。なお、外資政策の転換(BOI 布告)により、2000 年 8 月以降、製造業については輸出比率に関係なく外資による 100%保有が認められるようになった。また、2001 年 12 月に法人所得税の免税額に上限が設けられた。2014 年には、BOI 布告により、所得水準と利用可能なインフラストラクチャーによって、3 つの投資奨励地域((i) 一人あたりの国民所得の低い 20 県、(ii) 特別経済開発区、及び(iii) BOI の奨励または承認を受けた科学技術パーク)が設けられた。

# 2. 外国人事業法

外国人事業の規制は 1972 年革命団布告第 281 号の制定から始まり、1999 年に外国人事業法に改編された。この革命団布告は、1972 年の軍事政権下で外国人の営む事業(会社、個人)を規制する目的で制定されたが、1997 年のアジア通貨・経済危機を経て、外国資本・技術の導入を促進する目的で1999年に抜本的に改正された。また、商業や建築の分野も条件付きながら自由化され、また罰則も強化される等の改正が図られ、2003 年 3 月から施行された。外国人事業法では、「外国人」の定義が定められており、会社(法人)の場合、総資本の 50%以上が外国資本であれば外国企業とみなされ、外国人事業法の規制対象となる(詳細は「第 10 章 外資規制業種」参照)。したがって、タイ 51%、日本 49%の合弁企業であればタイ企業となり、外国人事業法の規制対象外となる。

# 3. 外国人の就労に関する規制

2008 年に制定された外国人就労法は、2017 年の外国人就労管理に関する緊急勅令によって廃止されたため、現在は同緊急勅令によって外国人の就労が規制されている。同緊急勅令は、外国人の就労許可証取得の根拠法になっているもので、外国籍の労働者は、同緊急勅令による就労許可なしにはタイで就労することができない。これには、タイ人の雇用確保と経営者、専門家、技術者等のポストへのタイ人就業の促進を図る狙いがある。また、タイでは、27 の業種において外国人の就労が禁止されている(詳細は「第19章労働事情」を参照)。

#### 4. タイ工業団地公社法

工業団地公社に関する法律は、1972年に革命団布告第339号によって初めて導入された。

その後、タイ工業団地公社法が1979年に制定され、1991年、1996年、2007年、2019年に改正されている。この法律は、工業省に属する国営企業としてのタイ工業団地公社(IEAT)の設立とその目的、業務を規定している。IEATは、工業団地の造成、工業団地関連インフラの整備、工業団地の管理・運営等の業務を、独自にあるいは民間企業と共同して行うこととされている。

# 5. 工場法

現在の工場法は 1992 年に制定され、2019 年に改正されている。同法の目的は、労働者の安全確保と公害防止であり、概ね 50 馬力以上の動力源を使用する工場は同法の規制対象となり、操業前に許可証を取得する必要がある。工場新設の際には、ほとんどの場合、建設業者が手続きを代行するので、一般的に大きな問題は生じないが、その後の工場内の変更・拡張にも許可申請が必要になるので注意を要する。監督省庁は工業省工場局である。

#### 6. 土地法

土地法は1954年に制定され、以降数度にわたり改正されている。同法では、外国人または外国人が資本の49%超を有する、もしくは株主の過半数が外国人株主である株式会社による土地所有を原則として禁止している。しかし、1999年改正により、外国人が少なくとも4,000万バーツ以上を外国から投資し、内務大臣から許可を受けた場合、住居用として1ライ(1,600㎡)以下の土地を所有することができることとなった。2008年改正では、土地権原証書(title deed)・利用権証書(utilization certificate)取得のための手続き等が変更された。また、2013年の改正により、担保や相続により承継された土地に関する権利の登録等についての規定が見直されている。

#### 7. 公開会社法

現在の公開会社法は1992年に制定され、2001年、2008年に改正されている。2001年の改正により、債務の株式化や一定の条件を満たす自己株式の取得、減資(ただし、全資本の4分の1未満に減資してはならない)が認められることとなった。また、2008年には行政罰に関する規定が追加され、罰金の支払が適切になされた場合には違反に関する手続きは終了することとなる。2022年に公開会社法の改正法が施行された。改正法においては、広告、書面交付手続の電子化等、公開会社の運営の円滑化・効率化のための各種措置が講じられたが、今回の法改正が日本企業に対して及ぼす影響は限定的であると考えられる。

なお、上場する公開会社においては、公開会社法以外にも証券取引所法による規制を受けることとなる。公衆から株式を募集し、取引所でこれが取引されることとなるため、株主間に人的な関係がある非公開会社に関する規制より厳しい内容になっている。他方で、タイの日系企業の多くは(公開会社ではなく)非公開会社であるが、非公開会社は民商法典に基づいているため、公開会社法は適用されない。ただし、今回の改正の趣旨の多くは非公開会社にも当てはまる点があり、将来的には民商法においても同様の改正が行われる可能性はありうると思われる。なお、民商法も2022年に改正されているが、今回の民商法の改正においては同様の改正は行われていない。(民商法改正の詳細は「第8章 投資形態」参照)

# 8. 労働者保護法

労働者保護に関する規制は 1972 年革命団布告第 103 号によって初めて導入され、1998 年に労働者保護法が成立した。労働者保護法はその後も何度も改正されている。この法律は、日本の労働基準法に相当し、雇用に関する規制、年少労働者の保護、労働時間・休暇、賃金、時間外労働、解雇補償金等について定めている。2008 年には、使用者が不可抗力以外の事由によって事業を一時的に休業させる必要がある場合に、使用者が労働者を就労させることができない期間における賃金支払額の引き上げ等の改正が、2010 年には、特定の業務分野における労働安全、衛生、環境に関する新法と平仄を合わせる改正が行われた。また、2019 年には、3 日間の用事休暇(有給休暇)の付与や出産休暇日数の上限の引き上げ、20 年以上勤務する者に対する解雇補償金の額の引き上げ、使用者の変更に伴う労働者からの同意取得の義務化等に関する改正がなされている。

# 9. 労働関係法

労働関係法は 1975 年に制定され、同年、1991 年、2001 年に改正されている。同法は、労働組合、労使紛争の仲裁、調停、ストライキについて定めている。法律上、調停が不調に終わった場合には、ストライキやロックアウトを行うことができるものとされている。なお、同法は、民間事業者の労働者のみを対象としており、国営企業の労働者については、別途、2000 年に制定された国営企業労働関係法が適用される。

# 10. 日・タイ経済連携協定 (JTEPA)

JTEPA は 2007 年に発効された二国間協定である。日タイ両国政府は、物品やサービスの貿易の自由化、円滑化、人の移動、相互承認の円滑化、知的財産の保護、政府調達分野における協力の拡大等について日・タイ経済連携協定を締結し、2007 年 11 月 1 日に発効した。

JTEPA の発効により、物品貿易に関しては最終的には日本からタイへの輸入額(2004 年時点)の約97%、タイから日本への輸入額(2004 年時点)の約92%の関税が段階的に撤廃されることとなる。この協定により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃することとなり、日本は多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行った。

2022 年に改正された JTEPA では、HS コードのベースが HS2002 から HS2017 に移行されたこと と運用上の手続き規則の改定が行われた。